

第1編

総論

第1章 総論

第1節 延岡市地域防災計画の目的

延岡市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、延岡市防災会議が作成する計画であって、延岡市、宮崎県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、延岡市における災害に係わる災害予防、災害応急及び災害復旧対策を実施することにより、延岡市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序と市民の福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

1 基本方針

この計画は、本市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等による体制の確立に係る業務について責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくものとする。また、計画の樹立及び推進にあたっては、下記の方針を基本とする。

防災に関する基本方針

- (1) 防災機能の向上
 - ・災害に強い都市基盤の整備
 - ・ライフライン対策、建築物の安全対策、災害危険箇所対策
- (2) 防災体制の整備
 - ・市防災計画等の充実、避難体制の充実、防災用備蓄と環境衛生の整備
- (3) 防災意識の高揚
 - ・自主防災組織等の育成、防災訓練の充実、防災意識の普及

防災基本方針

災害に強い
まちづくり

都市水害の防止

災害に強いまちづくり

災害に強い
ひとづくり

広域支援とひとづくり

避難行動要支援者対策

防災意識の高揚と組織体制の整備

迅速かつ的確に機能するた
めの防災体制の整備

水防活動体制の充実

防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

避難所等の指定、誘導と収容体制の整備

都市水害の防止

過密化する住宅環境において、総合的な治水計画のもと、計画的な土地利用・保水機能の維持向上に努め、河川氾濫の防止と内水排除施設等の整備等を行ない、水害に強いまちづくりを目指す。

災害に強いまちづくり

交通機能、通信施設、ライフライン機能の充実と計画的な国土保全事業の実施により、災害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを目指す。

広域支援とひとづくり

上流から下流域まで一連の河川環境と災害環境を認識するための広域的環境づくりを推進する。また、住民・組織間連携を深めるため、防災に関する交流活動やひとづくりを支援する。

避難行動要支援者対策

超高齢社会の中で、家庭や地域ぐるみによる避難行動要支援者の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、指定避難所等の周知、誘導等これら避難行動要支援者に対する防災支援体制の確立を図る。

防災意識の高揚と組織体制の整備

災害記録の蓄積と災害環境の把握に努める。また、これらを基に防災知識の普及・広報活動を行うとともに、実践的防災訓練を実施し、企業との連携を含めた防災意識の高揚と地域の自主防災体制の確立を目指す。

水防活動体制の充実

水害の発生に備え、職員の非常参集や初動対応を確立し、関係機関と緊密に連携を図り、水防活動に必要な人員、資機材、水防活動体制等の充実を目指す。

防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

雨量・河川水位等情報を地域住民へ迅速に提供できるように情報の伝達体制網の整備拡充を検討し、災害危険箇所の周知、避難情報（避難指示等）の連絡・伝達体制の確立を目指す。

指定避難所等の指定、誘導と収容体制の整備

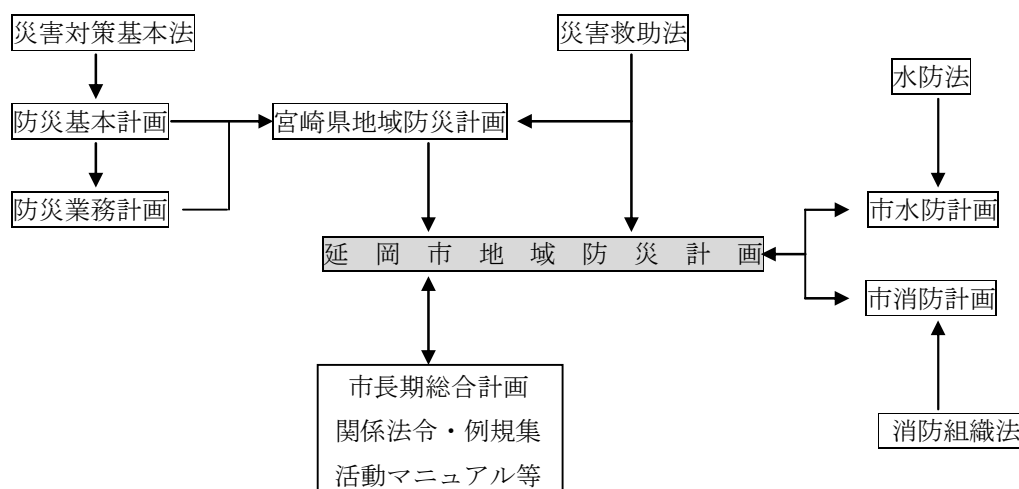
自治公民館、小・中学校、大規模収容施設等の指定避難所等の確保を推進するとともに、安全な指定避難所等の検討、誘導及び収容体制等を含めた警戒・避難体制の充実を目指す。

2 他の計画との関係

この計画は、基本法第42条に掲げるとおり防災業務計画、県防災計画に矛盾、又は抵触するものであってはならない。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「延岡市水防計画」、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく「延岡市消防組織計画」と十分な調整を図るものとする。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、市長期総合計画の基本構想及び基本計画に矛盾することのないよう検討を行うものとする。



第3節 計画の構成

この計画は、本市で過去に発生した災害及び本市の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定める。

延岡市地域防災計画

第1編 総論

- 第1章 総論
- 第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
- 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第2編 共通対策編

- 第1章 基本的考え方等
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧・復興計画

第3編 風水害等対策編

- 第1章 災害特性等
- 第2章 風水害予防計画
- 第3章 風水害応急対策計画

第4編 地震災害対策編

- 第1章 災害特性等
- 第2章 地震災害予防計画
- 第3章 地震災害応急対策計画

第5編 津波災害対策編

- 第1章 津波の想定と震災対策
- 第2章 津波災害予防計画
- 第3章 津波災害応急対策計画

第6編 南海トラフ地震対策推進計画編

- 第1章 総則
- 第2章 関係者との連携協力の確保
- 第3章 被害情報等収集伝達計画
- 第4章 津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助
- 第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項
- 第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- 第7章 防災訓練計画
- 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
- 第9章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第7編 その他の災害対策編

- 第1章 火山災害対策
- 第2章 海上災害対策
- 第3章 航空災害対策
- 第4章 鉄道災害対策
- 第5章 道路災害対策
- 第6章 危険物等災害対策
- 第7章 大規模な火事災害対策
- 第8章 林野火災対策
- 第9章 原子力災害対策

第1編 総論	
	防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係諸機関の処理すべき事務及び業務の大綱等。
第2編 共通対策編	
	各災害において共通する事項を定める共通する対策に関する計画。
第1章 基本的考え方	
第2章 災害予防計画	
	防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検、防災訓練や防災知識の普及等による災害への備え、及び災害発生時の被害を最小限にとどめるための処置に関する計画。
第3章 災害応急対策計画	
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の迅速かつ円滑な災害応急対応を実施できる体制の整備、及び被害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・救助活動、並びに被災者に対する各種応急的処置等に関する計画。
第4章 災害復旧・復興計画	
	災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活の確保、財政支援等についての計画。
第3編 風水害等災害対策編	
	風水害等に関する災害予防、応急対策、復旧計画。
第4編 地震災害対策編	
	地震災害に関する災害予防、応急対策、復旧計画。
第5編 津波災害対策編	
	津波災害に関する災害予防、応急対策計画。
第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画	
	南海トラフ地震に関し、災害対策本部等の設置、災害応急対策要員の確保、地震防災上緊急に整備すべき施設の選定、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助、関係者との連携協力の確保、防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報等、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定める計画。
第7編 その他の災害対策編	
	火山災害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災、原子力災害に関する対策を定める計画。

第4節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ次のとおりとする。

用語	定義
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
市防災計画	災害対策基本法第 42 条に基づき、延岡市防災会議が作成する延岡市地域防災計画をいう。
県防災計画	災害対策基本法第 40 条に基づき、宮崎県防災会議が作成する宮崎県地域防災計画をいう。
防災基本計画	災害対策基本法第 34 条に基づき、設置する中央防災会議が作成する基本計画をいう。
市災対本部	災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき、設置する延岡市災害対策本部をいう。
県災対本部	災害対策基本法第 23 条に基づき、設置する宮崎県災害対策本部をいう。
県地方支部	宮崎県災害対策本部地方支部をいう。
本部長	延岡市災害対策本部長をいう。
県地方支部長	宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。
県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
消防本部	延岡市消防本部をいう。
消防署	延岡市消防署をいう。
消防団	延岡市消防団をいう。
指定避難所等	指定緊急避難場所及び指定避難所をいう。
県	宮崎県をいう。
市	延岡市をいう。
防災関係機関	第 1 編第 2 章第 1 節に掲載する市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
要配慮者利用施設	主として高齢者・障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等をいう。

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 各機関の実施責任

第1項 基本方針

防災関係機関は、地域住民と共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮するものとする。

防災関係機関は、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注するものとする。

第2項 各機関の実施責任

1 市

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適當と認められるとき、若しくは防災活動内容において統一的処理、又は市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

第2節 処理すべき事務及び業務の大綱

1 市

(1) 災害予防対策

- ・防災会議に係る事務に関すること。
- ・市災対本部等防災対策組織の整備に関すること。
- ・防災施設の整備に関すること。
- ・防災に係る教育、訓練に関すること。
- ・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。
- ・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること。
- ・給水体制の整備に関すること。
- ・市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。
- ・災害危険区域の把握に関すること。
- ・各種災害予防事業の推進に関すること。
- ・消防、防災知識の普及に関すること。
- ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。
- ・消防体制の整備強化に関すること。
- ・消防施設に関すること。

(2) 災害応急対策

- ・水防・消防等応急対策に関すること。
- ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- ・避難の指示及び避難者の指導並びに避難所等の開設に関すること。
- ・災害時における文教、保健衛生、治安対策に関すること。
- ・災害広報に関すること。
- ・被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- ・復旧資機材の確保に関すること。
- ・災害対策要員の確保・動員に関すること。
- ・災害時における交通、緊急輸送の確保に関すること。
- ・防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること。
- ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ・危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。
- ・応急手当の普及に関すること。
- ・火災発生時の消火活動に関すること。
- ・救助及び救援体制に関すること。
- ・水防活動の協力・援助に関すること。
- ・地域安全対策に関すること。

(3) 災害復旧対策

- ・ 公共土木施設、農地及び農林用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- ・ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること。
- ・ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。
- ・ 義援金品の受領、配分に関すること。

2 県

(1) 災害予防対策

- ・ 防災会議に係る事務に関すること。
- ・ 県災対本部等防災対策組織の整備に関すること。
- ・ 防災施設の整備に関すること。
- ・ 防災に係る教育、訓練に関すること。
- ・ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。
- ・ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること。
- ・ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること。
- ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。
- ・ 防災知識の普及に関すること。

(2) 災害応急対策

- ・ 災害予報・警報等情報の収集・伝達に関すること。
- ・ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。
- ・ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること。
- ・ 救助法に基づく被災者の救助に関すること。
- ・ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること。
- ・ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。
- ・ 公共土木施設等に対する応急措置に関すること。
- ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。
- ・ 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。
- ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(3) 災害復旧対策

- ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良、及び災害復旧に関すること。
- ・ 物価の安定に関すること。
- ・ 義援金品の受領、配分に関すること。
- ・ 災害復旧資材の確保に関すること。
- ・ 災害融資等に関すること。

3 警察（延岡警察署）

(1) 災害予防対策

- ・災害警備計画に関すること。
- ・通信確保に関すること。
- ・関係機関との連絡協調に関すること。
- ・災害装備資機材の整備に関すること。
- ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
- ・防災知識の普及に関すること。

(2) 災害応急対策

- ・災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・被害実態の把握に関すること。
- ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。
- ・行方不明者の調査に関すること。
- ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示誘導に関すること。
- ・不法事案等の予防及び取締りに関すること。
- ・被災地、避難所、重要施設等の警戒に関すること。
- ・避難路及び救急交通路の確保に関すること。
- ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。
- ・広報活動に関すること。
- ・死体の見分・検視に関すること。

4 指定地方行政機関

(1) 九州農政局(宮崎県拠点)

ア 災害応急対策

- ・災害時における応急食糧の供給必要量及び受け入れ体制に関すること。
- ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること。

(2) 九州運輸局(宮崎運輸支局)

ア 災害予防対策

- ・交通施設及び設備の整備に関すること。
- ・宿泊施設等の防災設備に関すること。

イ 災害応急対策

- ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること。
- ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること。
- ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること。
- ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること。
- ・緊急輸送命令に関すること。

(3) 宮崎海上保安部（日向海上保安署）

ア 災害予防

- ・海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること。
- ・流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること。

イ 災害応急対策

- ・避難の援助及び勧告ならびに警報等の伝達に関すること。
- ・海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること。
- ・人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること。
- ・海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること。

(4) 宮崎地方気象台

- ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(5) 九州地方整備局（延岡河川国道事務所）

国土交通大臣が直接管理する河川・国道及び高速自動車国道について下記の措置をとる。

ア 災害予防対策

- ・気象観測通報についての協力に関すること。
- ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること。
- ・災害危険区域の選定または指導に関すること。
- ・防災資機材の備蓄、整備に関すること。
- ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること。

イ 災害応急対策

- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- ・災害広報に関すること。

ウ 災害復旧対策

- ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。

5 指定公共機関

(1) 九州旅客鉄道株式会社（延岡駅）

ア 災害予防対策

- ・鉄道施設の防火管理に関すること。
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

イ 災害応急対策

- ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。

- ウ 災害復旧対策
 - ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。

(2) NTT西日本株式会社（宮崎支店）

- ア 災害予防対策
 - ・電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
 - ・応急復旧用通信施設の整備に関する事。
- イ 災害応急対策
 - ・気象警報の伝達に関する事。
 - ・災害時における重要通信に関する事。
 - ・災害関係電報、電話料金の減免に関する事。

(3) 日本赤十字社（宮崎県支部延岡市地区）

- ア 災害予防対策
 - ・災害医療体制の整備に関する事。
- イ 災害応急対策
 - ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。
 - ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関する事。

(4) 日本放送協会（宮崎放送局延岡支局）

- ア 災害予防対策
 - ・気象予警報、災害情報による周知徹底及び防災知識の普及に関する事。
 - ・災害時における放送の確保対策に関する事。
- イ 災害応急対策
 - ・気象予警報等の放送周知に関する事。
 - ・避難所等への受信機の貸与に関する事。
 - ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
 - ・災害時における広報に関する事。
- ウ 災害復旧対策
 - ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。

(5) 日本通運株式会社（延岡支店）

- ア 災害予防対策
 - ・緊急輸送体制の整備に関する事。
- イ 災害応急対策
 - ・災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事。
- ウ 災害復旧対策
 - ・復旧資材等の輸送協力に関する事。

(6) 九州電力送配電株式会社（延岡配電事業所）及び九州電力株式会社（延岡営業所）

- ア 災害予防対策
 - ・電力施設の整備と防災管理に関すること。
- イ 災害応急対策
 - ・災害時における電力の供給確保に関すること。
- ウ 災害復旧対策
 - ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

(7) 一般財団法人宮崎県水産振興協会

- ・水産物、漁業施設等の災害対策及び指導に関すること。

(8) 西日本高速道路株式会社九州支社（宮崎高速道路事務所）

- ・管理する道路の整備及び防災管理に関すること。
- ・管理する道路の交通の確保に関すること。

(9) 日本郵便株式会社（延岡郵便局）

- ・災害時における郵政事業に係る特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- ・被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
- ・災害時における郵政事業運営の確保に関すること。

6 指定地方公共機関

(1) 宮崎交通株式会社（延岡営業所）

- ・災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること。
- ・災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代替輸送に関すること。
- ・災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること。

(2) 宮崎日日新聞社（延岡支社）

- ア 災害予防対策
 - ・気象予警報、災害情報による周知徹底及び防災知識の普及に関すること。
 - ・災害時における報道の確保対策に関すること。
- イ 災害応急対策
 - ・気象予警報等の報道周知に関すること。
 - ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
 - ・災害時における広報に関すること。
- ウ 災害復旧対策
 - ・被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。

(3) 宮崎運輸株式会社、センコー運輸株式会社、宮崎県トラック協会

- ・緊急輸送体制の整備に関すること。
- ・災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。
- ・復旧資材等の輸送協力に関すること。

(4) 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

ア 災害予防対策

- ・ 気象予警報、災害情報による周知徹底及び防災知識の普及に関すること。
- ・ 災害時における放送の確保対策に関すること。

イ 災害応急対策

- ・ 気象予警報等の放送周知に関すること。
- ・ 避難所等への受信機の貸与に関すること。
- ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- ・ 災害時における広報に関すること。

ウ 災害復旧対策

- ・ 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

(5) 宮崎ガス株式会社（延岡支店）

- ・ ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- ・ 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
- ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

(6) 宮崎県LPガス協会（延岡支店）

- ・ ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- ・ 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
- ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

(7) 日豊汽船株式会社

- ・ 災害時における被災者等の船舶による輸送の確保に関すること。

(8) 延岡市医師会

- ・ 災害時における医療救護の活動に関すること。
- ・ 負傷者に対する医療活動に関すること。

(9) 宮崎県歯科医師会（延岡市歯科医師会）

- ・ 災害時における歯科医療の実施に関すること。
- ・ 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること。

(10) 宮崎県看護協会

- ・ 災害時における看護の実施に関すること。

(11) 延岡市西臼杵郡薬剤師会

- ・ 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 土地改良区

- ・災害時における土地改良施設の適切な保全・管理に関すること。

(2) 宮崎県農業協同組合延岡地区本部、延岡地区森林組合、延岡市内の海面・内水面漁業協同組合

- ・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
- ・農林水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。
- ・被災農林水産業者に対する融資及びその斡旋に関すること。
- ・被災農林水産業者に対する生産資材の確保斡旋に関すること。

(3) 延岡商工会議所、延岡市三北商工会

- ・災害時における物価安定についての協力に関すること。
- ・災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力に関すること。

(4) 延岡地区建設業協会

- ・土木建築工事に関わる災害応急及び災害復旧対策についての協力に関すること。
- ・災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力に関すること。

(5) 延岡管工事協同組合

- ・上水道施設の復旧についての協力に関すること。

(6) 高圧ガス、危険物等関係施設の管理者

- ・災害時における危険物等の保安処置及びガス等燃料の供給に関すること。

(7) 生活協同組合、各種社会福祉団体、区長会・高齢者クラブ連合会・婦人連絡協議会等の団体、自治会、自主防災組織、その他公共的な活動を営むもの

- ・市の行う防災活動に対して公共的業務の協力に関すること。

(8) 社会福祉協議会

- ・ボランティア活動の支援に関すること。

(9) 株式会社FMのべおか

- ・災害時緊急放送に関すること。

(10) 株式会社ケーブルメディアワイワイ

- ・災害時緊急放送に関すること。

(11) 宮崎県産業資源循環協会

- ・災害時における廃棄物の処理等に関すること。

(12) 宮崎県建築士会

- ・地震災害時における被災建築物応急危険の判定に関すること

(13) 宮崎県測量設計業協会

- ・災害時における被害状況調査に関すること

8 自衛隊（陸上自衛隊第43普通科連隊）

(1) 災害予防対策

- ・災害派遣計画の作成に関すること。
- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。

(2) 災害応急及び復旧対策

- ・知事等の災害派遣の要請に基づき、災害時における人命救助、財産の保護、被害の発生・拡大の防止及び応急復旧に関すること。

第3節 市民の責務

災害対策基本法により、「地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。（基本法第7条第3項）」と定められている。

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するものとする。

第4節 減災に向けた市民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、市、公共機関、事業者、市民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動の展開を図る。

市は、他の防災関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

【担当機関】危機管理部、消防本部

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の研究、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施するものとする。

また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1 防災に関する調査研究計画

より効果的な災害予防及び応急対策等を実施するため、以下のような調査研究を行う。

(1) 防災パトロールの実施

関係機関と協力して災害時に危険が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を整理する。

(2) 協議会等の開催

防災パトロールの結果に基づき、災害発生が懸念される箇所の応急対策を具体化するために協議会等を開催する。

(3) 防災に関する研究成果等の収集

防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

(4) 防災意識調査

市民の防災意識を把握するためアンケート調査及び行政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

市及び県はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

そのため、特に次のような変化について十分な対応を図るものとする。

- 1 都市化の急速な進展に伴って、都市部への人口の密集、危険地域への居住地の拡大、高層ビルの発達等が見られる。

これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成を図り、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開などの安全確保対策等を講ずる必要がある。

- 2 高齢者(とりわけ高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者)、障がい者、外国人等、いわゆる要配慮者の増加傾向が見られる。特に、人口減少が進む中山間地域では、著しい高齢化の進行が見られる。

これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策や福祉的な支援の充実について福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

- 3 社会構造の変化はまた、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。

これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。

- 4 住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。

これらの対応として、自主防災組織の育成、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災会議など防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

- 5 近年の交通・輸送体系の高度化、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル等の増加、トンネル・道路構造の大規模化などに伴い、これまで考えられなかった災害の発生も懸念される。

- 6 新型コロナウイルス感染症の流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、市地域防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする。